

職務命令に関する手続きについて

校長・准校長限り

1

**教育長からの通達**

教育長からの通達を受け取る。

2

**校長からの職務命令**

(1) 式典における「役割分担表」、「会場図」を作成する。

①「役割分担表」は、校長・准校長名で作成する。

・上部に、「卒業式の職務の分担については、以下のとおりとする。日付、校長・准校長名」を記す。

・当日勤務する教職員全員の名前を記載する。

・式場内にいる教職員と式場外で役割を果たす教職員がわかるようにする。

②「会場図」を作成する。

(2) 式典当日の現認は、教頭・事務（部）長で行うよう、校長・准校長が指示する。

(3) 職員会議等で役割分担表を示し、職務命令を発する。

①教職員への「教育長通達」、「役割分担表」及び「会場図」を全教職員に配付し、校長・准校長から職務命令として役割を伝える。

## &lt;校長からの職務命令&gt;

「通達により教育長から職務命令が出されました。

これを踏まえて、私の方から式当日の職務の分担を示します。「役割分担表」、「会場図」にしたがって、自らの職務に専念してください。式場内の教職員は、国歌斉唱の際に起立して斉唱してください。これは、わたくしからの職務命令です。

双方の職務命令に従わない場合は、服務上の責任が問われることとなります。」

②職員会議等での職務命令は、教頭又は事務（部）長同席のもとで行う。

③職員会議録等を作成すること。

・配付資料（「教育長通達」、「役割分担表」及び「会場図」）が添付されているか確認する。

・記録の内容を確認する。（「校長から職務命令が発せられた」旨の記載がない場合は教頭が追記する。その際、教頭の認めの押印を行うこと。）

④校長・准校長は、別途記録に留めておくこと。

・日付、記録の作成者名（校長・准校長）、配付資料（教育長通達等）の配付を受けた者（当日の出席者）。

・説明内容（「○月○日に「教育長通達」、「役割分担表」及び「会場図」を示し、教職員に卒業式にかかる職務命令を発した。」と記載する。）

(4) 校長・准校長は、式典までに、全員に職務命令を行うこと。

(5) 職員会議等に欠席した者への対応

①校長・准校長は、欠席した者に対して、職員会議等で行った同様の内容の職務命令を行う。この場合にも、教頭又は事務（部）長同席のもと、複数で行う。

②校長・准校長は、職務命令を行ったことを記録する。（(3)(4)と同じ。）

(6)

①

②

③

3

### 卒業式の実施

(1) 起立齊唱状況の現認

(2)

4

### 報告

教育委員会への報告様式に記入し、高校は高等学校課に、支援学校は支援教育課に速やかに報告する。

#### 【役割分担表】(例)

#### 府立A学校 第〇〇回卒業式 役割分担表

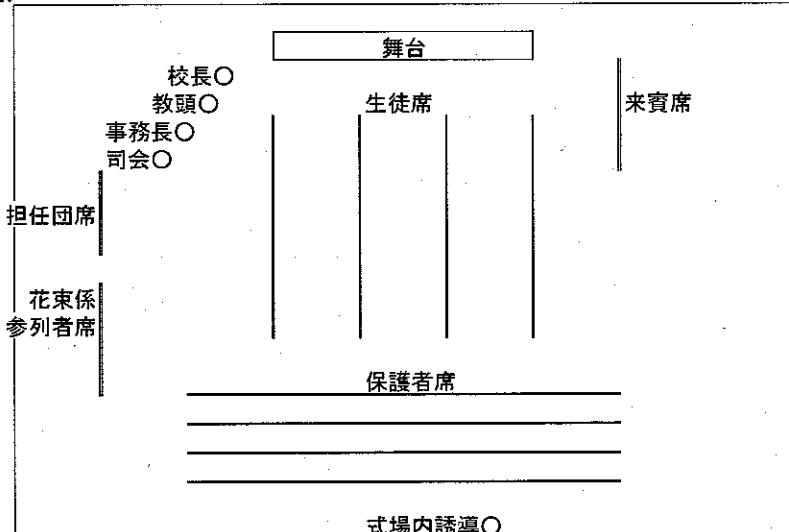
平成〇年〇月〇日

卒業式の職務の分担については、以下のとおりとする。

校長又は准校長 ■ ■ ■

役割	担当者名							式場内	式場外
進行全般	教頭	事務長						○	
司会	A							○	
担任団	B	C	D	E	F	G		○	
花束係	H	I						○	
式場内誘導	J	K						○	
参列者	L	M	N	O	P	Q	R	○	
来賓受付	S	T						○	
保護者誘導	U	V						○	
正門付近誘導	W	X						○	
駐輪整理	Y	Z	Q	R				○	
（）								○	

#### 【会場図】(例)



## 【通達】

Q1 「この教育長通達は職務命令か」と教職員に尋ねられた時に、どう答えるのか。

A1

- 教育長通達は、職務命令である。

Q2 職務命令が二重に出ていることになるが、服務上の責任を問うのは、教育長通達か。

A2

- 全教職員に対して発せられた職務命令である教育長通達及び直属の上司である校長・准校長の職務命令に基づき、服務上の責任を問うことになる。

Q3 教育長通達は、どのような意味があるのか。

A3

- 教育長通達は、教職員に対して発せられた職務命令である。
- 府の教職員として、卒業式や入学式での国歌斉唱時において起立斉唱しないという行為は、あってはならない厳に慎むべき行為として、あらためて強く指導するため、通達を発したものである。

Q4 通達の文言に「国際社会に生きる日本人」とあるが、外国籍の方への配慮は行わなくてよいのか。

A4

- 外国籍の教職員・生徒に対しても、儀式的な行事において、国歌斉唱時に起立することは、国際社会に生きる上でのマナーとして重要であることを理解するよう指導していただきたい。

Q5 教育長通達の配付と校長・准校長による職務命令を、2回の職員会議に分けて行ってもよいのか。

A5

- 可能である。学校の状況に応じて、スケジュールを立ててもらえばよい。ただし、校長・准校長から職務命令を発出するのに合わせて、必ず教育長通達の配付をお願いしたい。（すでに教育長通達を配付している場合には、校長・准校長から職務命令を発するときに、改めて教育長通達を配付する。）

## 【対象】

Q6 職務命令の対象となる教職員は、誰か。

A6

- 式当日に勤務する再任用を含む常勤の教職員（教員、事務職員、現業職員等）が対象である。

また、ALT・NETを含め非常勤の教職員については、一般的な業務命令として有効となる。

Q7 非常勤の教職員に対しては、どのような扱いになるのか。

A7

- 式当日に勤務する非常勤特別職の教職員（ALT・NETを含む。）に対しては、地方公務員法（以下、地公法という。）が適用されないので、地公法第32条に基づく職務命

令を発することはできないが、一般的な業務命令を発することとする。この場合、万一、不起立があった場合、業務命令に違反したことに対して、厳正に対処する。

※地公法第32条

職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

Q8 勤務日でない再任用教職員に対して、起立斉唱を命じることは可能か。

A8

- 勤務を要しない再任用教職員に対しては、職務命令を発することはできない。

Q9 職員会議等において、教育長通達の受取を教職員が拒否した場合、どうすればいいか。

A9

- 
- 

Q10

A10

- 
- 
- 
- 
- 

Q11 勤務日でない再任用及び非常勤教職員（ALT・NETを含む。）が式に参列したいと言ってきた場合、どう対応すればよいか。

A11

- 
- 
-

【職務命令】

Q12 口頭による職務命令と文書による職務命令は軽重があるのか。

A12

- 教育長通達による職務命令、校長・准校長による口頭での職務命令すでに効力はあるが、粘り強い指導にも関わらず改善が見られないときに、あらためて校長・准校長から直接文書を渡すことで、指導を重ねるもの。（校長・准校長からの職務命令書については、教育委員会に相談してください。）

Q13

A13

- 

Q14 職員会議録に必ず残しておかなければならぬことは、何か。

A14

- 職員会議録には、次の二点が必要である。
  - ・卒業式の項に、「校長（准校長）から職務命令が発せられた。」旨の記載があること。
  - ・「教育長通達」、「役割分担表」及び「会場図」が添付されていること。

Q15 校長・准校長の記録は、必ず必要か。

A15

- 今後の対応において必要となることが想定されるので、職員会議録だけでなく、別途、校長・准校長の記録を必ず残しておいていただきたい。

Q16 校長・准校長の記録には、何を書くのか。

A16

- 以下のとおり。
  - ・記録の作成日（職員会議当日）
  - ・記録の作成者名（校長・准校長名）
  - ・配付資料（教育長通達等）の配付を受けた者（当日の出席者）
  - ・説明内容「〇月〇日に「教育長通達」、「役割分担表」及び「会場図」を示し、教職員に卒業式にかかる職務命令を発した。」

Q17 職員会議の欠席者に委任状がある場合でも、欠席者への対応が必要か。

A17

- 校長・准校長の職務命令を有効にするためには、全員に行うことが必要。

Q18 服務上の責任が問われるとあるが、具体的にどういうことか。

A18

- 地方公務員法に基づく懲戒処分（免職、停職、減給、戒告）や服務上の措置（訓戒、訓告、厳重注意）などのこと。平成23年度の入学式では、2人の職員が職務命令違反により戒告処分を受けたが、個々の事案によって服務上の責任の対応を検討することになるので、一律にこのようになるとは言えない。

Q19 戒告処分になれば、給与はどうなるのか。

A19

- 勤勉手当の成績率が標準より下がるとともに、昇給に影響し、結果的には退職金にも影響する。

【参考】昇給については、勤務成績により、昇給幅が1もしくは2号給下がる。（平成24年度変更の可能性あり。）勤勉手当については、100分の48が適用される。（ただし、この率は平成23年12月期のものである。平成24年度変更の可能性あり。）

Q20 今春の退職予定者や再任用予定者であっても、服務上の責任は問われるのか。

A20

- 今春の退職予定者や再任用予定者であっても、服務上の責任は問われる。

Q21 再任用教員や今年度退職し、再任用される予定の教員が処分を受けた場合、当該教員を引き続き再任用してもいいのか。

A21

- 再任用教職員の採用選考については、勤務実績、勤務意欲及び心身の状況等を総合的に判断して、合否を判定している。懲戒処分歴があることだけで、再任用を否とすることにはならないが、処分を受けたことも含めて総合的に判断する。

【円滑な実施】

Q22 式典中の式場への出入りは可能か。

A22

- 厳粛な雰囲気を阻害するものであることから、正当な理由がない限り入り出しができない。正当な理由がある場合は、この限りではない。

Q23 校長・准校長からの職務命令の文言は、追加や削除は可能か。

A23

- 万一、法廷での争いとなった場合も視野に入れて文言を整理しているので、「職務命令に関する手続きについて」の②(3)①の文言で全校統一して実施いただく。

Q24 保護者・来賓として臨席している教職員の扱いは。

A24

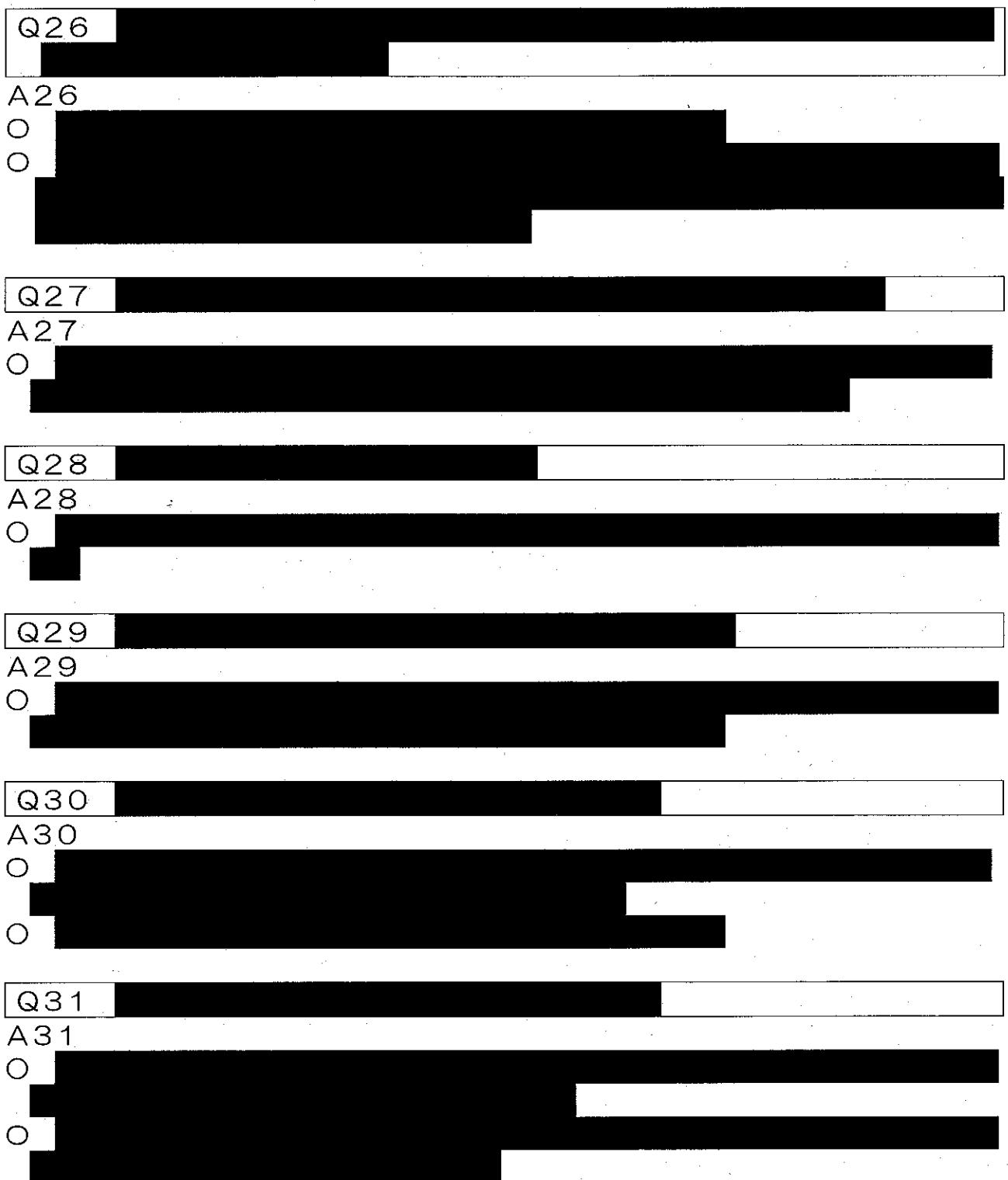
- 保護者席・来賓席に参列している場合は、現認の対象とはしない。

Q25 これまで、担任団全員に本人の意思を確認するなど、個別に指導してきたが、今回は必要か。

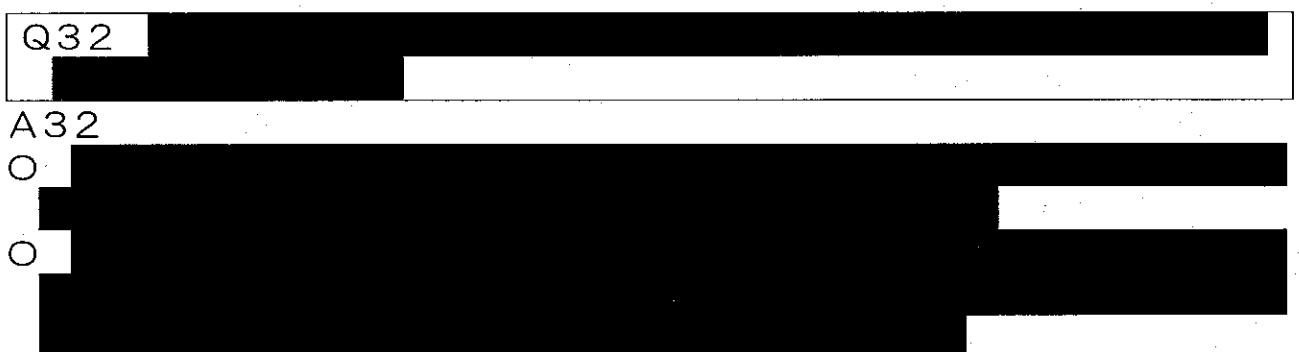
A25

- 式が円滑に運営されるよう全体を指導する中で必要に応じて実施していただきたい。何かあれば、ご相談いただきたい。

【現認】



【年休】



- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]

Q33

A33

- [REDACTED]

Q34

A34

- [REDACTED]

【支援学校】

Q35 支援学校で雇用している、非常勤である看護師を式に出席させる場合の扱いはどうなるのか。

A35

- 勤務させる場合は、教職員と同様に職務命令（業務命令）の対象となる。  
そのため、国歌斉唱時の起立斉唱を含め、式典時の職務の遂行について、教職員と同様に、事前に十分指導するとともに、役割分担表に名前を記載する必要がある。  
地公法の適用がない非常勤の看護師が起立しなかった場合は、地公法に基づく処分を行うことはできないが、校長・准校長より厳正な対応をお願いすることになる。

Q36 共生推進教室の教員がたまがわ本校の式に出席する場合の対処について

A36

- 出席する共生推進教室の教員についても、役割分担表に記載し、（原籍校である）本校の校長より（他の教職員と同様）事前に職務命令であることも含め十分指導していただきたい。

【卒業式の状況報告書】

Q37 情報公開請求があれば、この報告書は公開されるのか。

A37

- 請求があれば公開する文書と考える。これまでの報告書は公開している。

Q38 3(2)の事前指導とは何をさしているのか。練習することを含むのか。

A38

- これまでも「生徒に対しては、予め、国旗掲揚・国歌斉唱の意義について指導すること。」とお願いしている。今回の「事前指導」について、特に内容を限定しているものではないが、こうした意義を説明した場合は「指導した」ことになると考えている。

Q39 配付する式次第等に国歌の歌詞を記載していることを事前指導と考えてよい  
か。

A39

- 児童・生徒に配付していれば、指導の一つとは考えられる。

Q40 3(4)の不起立について、個人名の報告は必要ないのか。

A40

- この報告書では、不起立者の人数を報告してもらう。不起立者等の職・氏名を別途、  
報告いただく。

Q41 報告書と別に、式が終わったら、電話による報告を行ったが、今年も行うのか。

A41

- 式が終わり次第速やかに、

高校 → 高等学校課教務グループ 電話 06-6944-6369

支援学校 → 支援教育課支援学校グループ 電話 06-6941-0618

に電話いただきたい。こちらから質問させていただく。